

---

令和元年 第3回(定例)南部町議会会議録(第4日)

令和元年6月21日(金曜日)

---

議事日程(第4号)

令和元年6月21日 午前11時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第40号 消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第41号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第42号 南部町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第43号 南部町森林整備基金条例の制定について
- 日程第7 議案第44号 令和元年度南部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第45号 令和元年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第9 陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第10 陳情第3号 ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情(追加議案)
- 日程第11 発議案第4号 議会における地方行政調査について
- 日程第12 発議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第13 発議案第6号 ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書
- 日程第14 発議案第7号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の返還について、国民的議論が民主主義及び憲法の規定に基づき公正・民主的に行なわれるよう、関連する情報の公開・提供を求める意見書
- 日程第15 発議案第8号 国民健康保険税(料)の負担軽減を図るため、公費投入を求める意見書
- 日程第16 発議案第9号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書
- 日程第17 発議案第10号 森林環境譲与税配分の見直しを求める意見書

日程第18 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 議案第40号 消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第4 議案第41号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第42号 南部町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第43号 南部町森林整備基金条例の制定について

日程第7 議案第44号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第45号 令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）

日程第9 陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める陳情

日程第10 陳情第3号 ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情  
(追加議案)

日程第11 発議案第4号 議会における地方行政調査について

日程第12 発議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書

日程第13 発議案第6号 ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書

日程第14 発議案第7号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の返還について、国民的議論が民主主義及び憲法の規定に基づき公正・民主的に行なわれるよう、関連する情報の公開・提供を求める意見書

日程第15 発議案第8号 国民健康保険税（料）の負担軽減を図るため、公費投入を求める意見書

日程第16 発議案第9号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

日程第17 発議案第10号 森林環境譲与税配分の見直しを求める意見書

日程第18 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

出席議員（14名）

1番 加藤 学君	2番 荊尾 芳之君
3番 滝山 克己君	4番 長束 博信君
5番 白川 立真君	6番 三鴨 義文君
7番 仲田 司朗君	8番 板井 隆君
9番 景山 浩君	10番 細田 元教君
11番 井田 章雄君	12番 亀尾 共三君
13番 真壁 容子君	14番 秦 伊知郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	藤原 宰君	書記	石谷 麻衣子君
		書記	船原 美香君
		書記	杉谷 元宏君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山 清孝君	副町長	松田 繁君
教育長	福田 範史君	病院事業管理者	林原 敏夫君
総務課長	大塚 壮君	総務課課長補佐	加納 諭史君
企画政策課長	田村 誠君	企画監	本池 彰君
税務課長	伊藤 真君	町民生活課長	岩田 典弘君
子育て支援課長	吾郷 あきこ君	教育次長	安達 嘉也君
人権・社会教育課長	角田 有希子君	病院事務部長	中前 三紀夫君
健康福祉課長	糸田 由起君	福祉事務所長	岡田 光政君
建設課長	田子 勝利君	産業課長	芝田 卓巳君
監査委員	仲田 和男君		

午前11時00分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

12番、亀尾共三君、13番、真壁容子君。

---

#### 日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

#### 日程第3 議案第40号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議案第40号、消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第40号、消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成、反対御意見がありましたので、報告いたします。まず、反対者の方の御意見ですが、今回の消費税増税分は町が負担すべき。利用料を下げた2%の増税分の値上げを行わない町や、増税による料金の改定を実施しない町もある。住民負担がふえる今回の料金改定には反対する。住民に転嫁しない方法を考えるべきだ。

一方、賛成者の方の御意見ですが、2%の増税分を全額町や病院が負担するということになると、町や病院の財政状況を考えるとかなりの損失になる。住民への負担増を求めるのは心苦しいが、この消費税の増額は子育て支援施策等のための増税なので理解を得たいという御意見でした。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。議案第40号、消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について反対するものであります。

理由は、この中では条例の上がってる、関係する条例を言いますと、南部町上水道給水条例の一部改正、それから南部町公共下水道条例の一部改正、南部町農業集落排水処理施設条例の一部改正、さらに南部町浄化槽施設設置条例の一部改正、そして次には、南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正、それから南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正、このように上がっております。これ現在の8%から10%にする、つまり2%の税率がアップになるわけです。

それで、委員会の中でもいろいろ資料が出されました。行政側からの報告によりますと、上下水道関係だけを取り上げてみましても、2%上がるために年間に534万636円の利用者の負担ということになります。ほかに病院とか、あるいはほかの条例にもそれぞれ利用しますと、それに負担がふえてくると、利用者に負担がふえてくるということなんです。

私は、今のこの不況というんですか、所得が上がらない状況の中、むしろ下がってる方もおられるわけですから、そういう状況の中でやはり住民に負担をかけるということはやるべきではないと思います。じゃあ、その2%分はどうするのかということになるんですけども、これは町の財源の中でそれなりに負担して行って、住民や利用者の負担を減らすことを求めて反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。私は、議案第40号、賛成の立場で討論いたします。

これまで、消費税増税を中止する及び反対という陳情等が本町議会に提出されてきました。その都度いずれも本町議会は否決議決を行っているところでございます。

このたび、消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税率及び地方消費税率の引き上げ相当分の改定を行うために、南部町上水道給水条例、南部町公共下水道条例、南部町農業集落排水

処理施設条例、南部町浄化槽施設設置条例及び南部町病院事業の設置に関する条例を整理するものでありまして、私は今までのことを総合的に判断し、この議案については賛成をいたします。よろしく願いいたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

委員長報告に反対ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。消費税の問題、一般質問のときにも取り上げさせていただきました。その結果、最終的には国政のほうにも踏み込むような形になりました。消費税というのはそもそも3%から始まりました。そのとき、一般質問でも言いましたが、広い国民から薄く集める、だから公平な税である、こういうふうに言われて取り入れられました。

しかし、今回、8%からさらに10%に上がるという状態、これは全体で1割です。こういった状態の中で、特に収入が少ない方、これらにとっては消費税というのは大変負担になります。そういった意味から今回反対の立場を表明します。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。この議案第40号について賛成の立場で討論させていただきます。

この条例は、先ほどから出ておりますように、ことしの10月1日から消費税が現行の8%から10%に税率が改正される。それに伴い、南部町の公共料金であります上下水道、そして西伯病院の医療、報酬点数や、非課税とされる療養以外の療養などにかかわる利用料を改定するということです。まだはっきりと10%になるということは決まっていなわけなんですけれど、やはりここでまずは上がるんだということを町民の皆さんに知っていただく、それを周知する、そのためにこのたびの議会の中で提案されてるというふうに私は理解をしております。

共産党の議員団は、消費税に伴う上下水道や西伯病院の利用料の増額部分は町が担うべきだというような内容で、予算決算常任委員会の中でも具体的な町を上げてそのような討論をされました。

この上下水道料金をまず比較してみたいと思います、きのう、終わってから建設課のほうにお願いをし、上下水道室のほうから資料をいただきました。この資料については、西伯郡、そして日野郡、日吉津をはねて6町の現状の状況ですね、確認をとらせていただいたところです。

きょうの全協のところで、その表については閲覧にしておりますということで、各議員には報

告をし、この休憩時間に皆さん、見ていただいたところなんですけれど、これをまず見れば、なぜその町がすぐにではなく若干期間を置いてしたのかというところが見えてくるところがあります。

まずは日南町です。日南町の上水道の料金は、基本料金と、そして月に20トンというものを計算に入れると3,020円となっています。南部町、同じ条件で見ますと2,040円です。また、下水道については、日南町の場合は3,900円、南部町は3,500円となっています。この6町の現状を見ると、南部町はちょうど中間、上から見ても3番目、下から見ても3番目というのが現状であるわけなんですけれど、特にまず水道料金にすれば、日南町は南部町の1.5倍の水道利用料を町民の方は払っておられる。そうすれば、現状からすれば、もし私が日南町長ならば、もうちょっと2%の引き上げは引き延ばし、町民の皆さんに負担をかけないようにしたほうがいだろうという気持ちになるのはわかります。

次に伯耆町です。伯耆町の場合は、先ほどと同じ条件の中で南部町より少し安い金額になっています。私はちょっとその辺は不安だったんで、伯耆町の議員さんに電話をして確認をとりました。間違いありません。延ばしますということでした。しかし、この内容の中には、伯耆町は大山さんが控えております。水源、水質、両方とも良好で、豊富で、維持管理費も非常に南部町に比べると安く運営がなされている。それだけの若干余裕があるので、すぐには上げないで状況を見て上げていくという町長の考えだというふうに聞きました。

南部町も今は同じ伯耆町と立地条件にある会見方面から水道をいただき、統合し、西伯側にも安全で安心な水がそれなりに来ており、管理費のほうも大分以前に比べれば抑えられてるというふうにも感じてはおりますけれど、やはり今、上がる時にあわせて上げ、町民の方に十分な理解を得るということは必要な部分ではないかなと思います。

南部町は、来年度には水道料金の引き上げ等もかかわってまいります。そういった面からすればやはりこの消費税にかかわる点については早目に理解をしていただいております。私には適策であるというふうに思っております。

また、反対には先ほどは出てきませんでしたが、西伯病院につきましても、病院の経営も決して良好ではございません。やはり消費税、たくさん負担を病院はしております。その負担部分を少しでも軽減するという意味からも、この使用料についての消費税に対する値上げ、これはいたし方ないというふうに思っております。

この消費税は、国民全体に負担を強いる消費税増税を全面的に賛成を私はするわけでもありませんけれど、やはり質疑の中でも申し上げました社会保障と税の一体改革をやらなければこの日

本という国も大変厳しい国になる、ひいては将来を担う子供たちに負担を持っていく、それを少しでも抑えるためにも国民全体で守っていく、そして町民の皆さんには負担をかけることとなりますが、御理解をいただき、私はこの40号、賛成の立場での討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に反対ですね。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、この議案第40号で、いわゆる公共料金ですね、上下水道、それから病院、し尿処理等について消費税の2%を引き上げる条例について反対です。

反対で先ほど言ったように、反対の分を町に負担しろと言ってるのかとこう言いましたが、そういう意見も確かに委員会で言いました。

なぜ反対するかが一番の理由は、この住民の暮らしから見た場合のことです。先ほど、委員会の中でも課長がわかりやすい資料出してくださって、例えば8%で幾ら、10%で幾らで、どれぐらいの金額になるかというの出してくださったんですよ。

例えば水道使用料等で見えた場合、税抜き1年間で、30年ベースでいったら1億4,321万6,108円の売り上げがあると。この1割といったら1,400万ですよ、水道料金だけで。住民どれぐらい負担してるかといったら、これ上水道だけ見てるんですけど、上水道だけで見たら4,000軒ぐらいあるわけなんですよ、家がですね。それを割ったら1軒当たり1年間で3,580円、下水道も一緒になったらこの倍の金額を消費税で払ってるということになるんですよ。

暮らしを考えていこうと考えたら、公共料金を引き上げることは非常に住民の暮らしにとって大変だ。今、年金で2,000万円の、将来要るということもあって年金不安もありますが、きっと恐らく議員の皆さんの周辺にも、年金暮らしの方々は何が一番えらいかといったら、公共料金といわゆる交際費だと言っているんじゃないでしょうか。そのときにどうするかという問題だと思うんですよ。それをおっしゃったときに、井田議員も板井議員も、最終的には南部町は議会で消費税を引き上げることに反対することには否決してるんだという、もう国が言ってることやってくれなかったら社会保障費の財源にならないんだと。

結局は小さな町ですけども、加藤議員の言うように、問題は消費税がどうかということだと思うんですよ。そういう点でいえば、私、次、こう討論立つ人はぜひ教えてほしいなと思うんですけども、消費税って1%上げたら国では2.8兆円出るそうです。昔は2.5兆円と言ったんですけども、今回2%引き上げて5.6兆円の予算をつくるんだと言ってるんですよ。



当初どう言っただかといったら、この半分を社会保障費に上げると言っていましたよね。言っただけですけども、当初は5分の1だと言っただけですよ、社会保障費に充てるのは。ところが、反対の声があったもんだから、社会保障費に半分充てますよと言っただけですよ。半分はどこに行くんでしょうか。それもちょっと教えてほしいんですね。

私たちがなぜ、消費税がどんな使われ方してるかといったら、今、国会で山本太郎さんという方いらっしゃるそうです、参議院議員ですか。あの方が全国的に行脚しとって、皆さんが聞いてる一つは、どう言ってるかといったら、皆さんが集めた消費税の8割が使い道わからないということ知ってますかということ言ってるんですよ。何を言ってるんかと思ってたら、例えば1990年から始まって、28年間の消費税、17年までの資料しかないんですけども、消費税がこの28年間で349兆円集められたそうなんです、国で。

一方、このお金どこ使ってるんかといったら、社会保障に使うって言いましたよね、最初は。ところが、住民から見たら介護保険が上がるわ、年金は下がるわですよ。どこに行ってるかという、全体的に見たら法人税がこの28年間で280兆円下がったというんですね。この差額が8割と言ってるんだよ。だから、消費税の8割が法人税減税に穴埋めされてるのではないかというのが彼の言い分なんですよ。私、これ正しい意見だろうなというふうに思っています。

たとえば、一人一人今回の消費税引き上げて10%払う公共料金、水道料金だけでも年間3,500円払うお金が一体どうなってるのか。私たちが認める以上、これは国の制度やから仕方がないといっても、このことについてもちゃんと説明せんといけんのではないかと思うんですよ。ぜひ聞きたいというのが一つですね。

それと、もう一つ言えば、先ほど板井議員がおっしゃってくれた、よその町は、例えば日南町は高過ぎる、高いので自分が町長であっても転嫁はしないと申したんですよ。高い金額、うちに比べて1.5倍ということ、ああ、そうか、板井議員はこれ以上の引き上げは反対するんだろうなということちょっと頭に銘じておきますね。この金額以上だったら板井さんも反対してくるだろうなということ言っておきます。そうですよね。もろ手を挙げて賛成するわけじゃないと言ったのは、賛成する議員も含めて高いより安いほうがいいと言っているんですよ。この消費税は町が決めたのではないですから、もしここで一致するのであれば、この消費税についてもっと使い道ははっきりさせることと、国のお金の使い方改めて今回の消費税しなくてもいいんじゃないかということを出していくようには考えられないもんなんじゃないかな。

それを議会と町が、町は、もう一つちょっと苦言を言わせてもらいましたら、平成31年度の予算にもう組み込んでるんですよ。当初、この議案を説明するときは、総務課長は一応条例だけ

出させてもらおうと言いましたが、条例より先にもう予算に組み込んでしまっている。この姿勢も私は一つ問題やと思う。

伯耆町と日南町、例に挙げてるのは決して金額だけのことじゃなくて、町政のあり方としてどうかという点です。国は言うてくるけれども、住民の負担等々考えながらということもあるのかもしれませんが、国の言いつ放しじゃなくて、国のやってくることから住民の生活を守るために町政の中で工夫しているこの姿勢というのは、私は高く評価されていいんじゃないかと思うんですよ。そういう意味でいえば、社会保障のために、社会保障のためにと町と議会言うのであれば、どんなに社会保障のために消費税使ってるのか説明していただきたい。住民に説明すべきではないでしょうか。

少なくとも今回の件については、2%でいえば、先ほど亀尾議員が言ったように、私の計算570万ちょっとですね。この分については日南方式で上げるのをやめて、消費税を納めなくてはいけないというルールに基づくのであれば、この分だけを下水、上水道とも水道料金を引き下げて引き上げない努力をすべきだということを指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 議案第40号について賛成の立場から討論させていただきます。

今、るるいろいろ賛成、反対討論ございましたが、誰も町民皆さん、全国の国民の皆さんも税金が上がるということはみんな余りいい感じは持っておられんと思います。

確かに今回の8%が10%に2%上がるんです。これは上水道、下水道、浄化槽、またし尿処理、西伯病院の関係ですが、あとは使い道なんです。ここで消費税が上がって一番大変な目に遭うのは低所得者層の人たちで、買い物に行かれたときの特に食料品なんですね。食料品は誰でもいろんなもの、食べ物食べますので、そこに高額所得者の方も低額所得者の方も同じ値段で買われますけども、その食料品だけにはその2%を掛けないように、そのような配慮を今回されておられますし、社会保障制度に充実するという根拠を示せと言われましたが、一つ今回出たのは、議会の議案出たのは、子育て支援施策を充実して保育園の子供に無償化をするというような案件も今回出ております。そのように子育て支援にもこういうのが力を入れている中身でございます。

もう一つは、特に介護職なんですけど、介護職の職員にもこの2%部分の上乗せをして充てるようにして、少しでも介護の職員の皆さん方が所得が上がるような政策を打っておられます。このような2%の使い道に今回すごく入っております。

もし、今回これを町長の政策で南部町は上げないことになれば、今、真壁議員が詳しく数字を

言われました、各上水道、下水道、病院等、これをもし上げんということになれば、これは国税でありますので、関係なしに国のほうからそこに請求が来ます。ならば、今、我が町の財政というのはそんなにもろ手を挙げて裕福だということは言えません。そこから払わなければいけないという状況になります。

特に西伯病院の場合も、あの消費税の支払う事業所になっておりまして、どのようなもんを払うか見たらすげえ品目なんですね。これをもし取らないということになれば、今でも経営が厳しい中、それに遠慮なしに国はかかってまいりますので、そういうことも考えましたら、町のためにも町民のためにも、町民はそれは大変ですけども、使い道がそのようになっておりますので、特に若い子育て世帯に重点にこの配分されるようになっておりますので、本当に御理解いただき、納得していただき、若い人やちがこの消費税のおかげで子育てがしやすくなったと言われるような内容でございますので、この案件については賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第40号、消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第41号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第41号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第41号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について審査した結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第41号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第42号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第42号、南部町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第42号、南部町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第42号、南部町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第43号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第43号、南部町森林整備基金条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第43号、南部町森林整備基金条例の制定について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第43号、南部町森林整備基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第44号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第44号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第44号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第1号）について審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成、反対の御意見がありましたので、報告します。まず、反対者の方の御意見ですが、子ども子育て支援システム改修事業における現行のシステム改修費が計上されているが、このたびの保育料の無償化において、保育の質の向上や保育士の待遇改善などを国は全く考えていない。消費税の増税と無償化がどう結びつくのか、所得に応じた保育料を無償化することは所得格差を広げるだけではないのか。

一方、賛成の方の御意見は、保育料の無償化はやはり子育て世帯への負担軽減として必要。無償化に伴って保育の質の向上や保育士の待遇改善などが国から示されなかったのは残念だ。町へは交付税措置とあるが、まず子育て世帯への負担軽減は評価すべき。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。議案第44号に反対の立場から討論させていただきます。

今回、補正予算の中で上がっております体験型観光推進事業、これですけれども、今回地域おこし協力隊の方が採用ができなくて、そして今回それを観光協会のほうに振るという形になっておりますけれども、いささか乱暴じゃないかと思えます。話に聞きました限り、毎月の業務、ワークショップ等があるというふうに聞いておりますけれども、3カ月間これが全くできていない状態で、なおかつ業務の先送り、引き継ぎも終わっていないという、こういう状態の中で今回これが生じてるわけです。今回のこの問題、いささか危惧する立場から反対とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾芳之です。議案第44号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第1号）に賛成する立場でございます。

今回の補正予算額は、5,011万8,000円を追加し、予算総額67億4,811万8,000円とするものです。

まず、賛成の第1の理由は、森林整備促進事業としまして、今年度から譲与される森林環境譲与税を財源とした森林整備の促進を図るための事業費が予算化されて上がっております。その中身は、間伐の促進に向けた助成措置として1立米1,000円を加算すること。2つ目として、森林経営管理制度の開始に伴う森林管理の実施に向けた所有者の意向を調査するための調査費です。また、南部町森林整備基金条例の制定についても先ほど可決されたところでございます。基金として受け入れるところもできるようになります。これからの南部町の林業を支えていく上で、この重要な補正予算と考えます。

2つ目に、災害対策事業です。昨年の豪雨を受けて、防災訓練を通じて土のう袋を各自治会で事前準備でできる体制をつくるための予算を補正するものです。今回、6月30日に町内で全集落を対象に防災訓練が計画されております。平常時から防災に対する意識を高めるために重要な施策であり、必要な補正予算と考え、賛成するものです。

子ども子育て支援システムの改修事業は、10月からの保育料の無償化に対応するためのシステムで、当然に制度に対応するために必要なシステム改修と考え、賛成するものであります。また、この10月からの制度改正は消費税のアップによるものですが、保護者の方の保育料が半年で総額約1,400万円負担がなくなるという説明もありました。保護者の負担軽減になると思いい、賛成します。

また、先ほど加藤議員が反対討論されましたが、体験農業型の人員の充当でございますが、いつまでも来ない人を待っているよりも、きちっと予算措置をして先ほど言われたことを解消できる体制をつくるということも必要なことだと考えます。

以上、述べました点から、この議案第44号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第1号）に賛成する討論とします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論は。

反対ですね。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 44号の今年度の補正（第1号）に反対です。

先ほど賛成討論の述べられた、荊尾議員の中にあった森林整備促進事業とか災害対策、これは私たちが賛成です。また、ほかにもしあわせの管理、しあわせを直すお金に1,000万ちょっとのお金、それから健康管理センターのエアコン直すこと、これらのこと必要なことだから、私たちは補正予算で直すことは賛成なんです。

何で反対したかというのと、2つ。一つは、保育園の無償化によるシステム改修のところで無償化について意見を言って反対したことと、2つ目には、いわゆる観光推進事業で観光事業についてのところでの反対を述べました。

1つ目の無償化の問題では、先ほど言ったように賛成する議員の中からは、いろいろ問題あるけれども、保護者から見たら約1,500万ですね。そのお金が負担軽減になるのでいいのではないか。これは私たちが保護者の負担軽減ということには反対ではありません。しかし、今、保育を取り巻く状況から見てたら、保育の無償化というのは非常に唐突な感じしたのも事実です。皆さんもそう思いませんか。保育ですずっと問題になってるのは、保育士がいない、待遇が

悪いから保育士が来ないということなんですよ。

私の一番の疑問は、無償化はいいけれども、一体何のために無償化出てきたのかというの一番の疑問で、今回も議会に出てくるし、これはちょっと勉強せんといけんなと思ったんです。なかなか国会の討論だけではわかりませんでした。それで、どういうことかと思ってずっと見てる、社会保育制度の本がありましたので見たら、どうもこの無償化の一番の狙いというのは、今、働き方改革なんか出てきて女性の就業率を上げることだということなんですよ。

2つ、3つ目には負担軽減とか書いてあるんですけども、それでやっと思いがわかったんですよ。そうかと、だから保育士の待遇を変えたりとか、保育士の質の向上とかのところには手が打ててないんだというのよくわかったんです。なぜかという女性就業率を上げるためには、たくさん給料もらってる方々は幼稚園、保育園預けるんですよ。預けますよね。ところが、割と所得が少なかったりとかパートだとかいうときは、保育園に預けるほうがお金がかかるってやめてる女性が多いんですよ。この方たちを出させようということですよ。それ読んだときに、一番は、そういう低賃金なくすのが一番いいことやないかと私、思ったんですよ。国のやることはこういうことやるのかなと思ったんですけども、そこから来るものだからどういうことになったかという、3歳、5歳児を無償化なんですよ。無償化というんだったら、ゼロ歳児から預けてるんだけど、そうではないわけなんですよ。それもお金どっから持ってくるかという、財源を消費税に求めるというわけでしょう。ということは、保育を充実させようと思ったら全部消費税にリンクさせるのかなと思ったのが2つ目です。これはないよなど。

もう一つです。もう一つは、そしたら、どうして保育の無償化に消費税、消費税と言わんといけないのか。もうちょっと言えば、社会保障のお金使うときだけ何で消費税って言うんだらうって。一般財源ですよ。これが町財政で保育の費用が、無償化については見える化して、消費税こっだけ使いましたって来るんだたらいいけども、ことしはともかく来年度から交付税算定なんですよ。交付税って丸々一般財源じゃないですか。何に使おうが、国がですよ、交付税の持ってくるって中分ですよ、そこに消費税入れるというわけでしょう。だったらどれだけ要るのかというの見せるべきだと思いませんか。

もう一つ言えば、何で保育の無償化だけ消費税言って、今、問題になっている例えばF-35ですか、何機も買う爆買だと言われてるときに使うときに、何で消費税と言わないんでしょうね。もうすごく不思議です、私は。

そういうことばかり言ってるということと、それともう一つ、この無償化で思ったのは、私なんかもそうですけども、保育園というのは所得に応じて保育料払ってるんですよ。ということ



は、この無償化の恩恵というのは高所得の人のほうが大きいということで、格差を広げていることになってるといふの、これもよく言われて、これも国会で言うてましたよね。全くそのとおりだと思いました。

それで次には、この目的とも関連するんですけども、無償化以外に取り組むことがないのかと言いたいんですよ。お金があるんだったら保育士の待遇を引き上げて、保育士をふやさんかったらいけないでしょうと。無償化したところで保育士がいなかったら預けられないんですよと思いません。そういう意味でいえば、私は誰が考えたのか知らないけれども、本当に女性の就業率を上げることで保育料をただにしてあげるから働きなさいと言っているという、本当に女性についても、女性の賃金や給料上げることも考えずに、それと保育の質も考えずにやっているとすることは、女性の活躍の点から見ても、子供を育てるといふことから考えても、専門性を大事にしてるといふ点から見ても、今回の無償化というものは歓迎できない内容だといふふうに思っています。

その上には、例えば食材費は、学校給食で義務教育でも給食費払ってんねんから食材費だけはおらおうじゃないかといふようなことを言ってみたりね。

それで、どこの保育園に行っても一律にしないといけないから、認可外保育のところも対象にしようといふんですよ。これはいいことのように思いますが、言ってみれば、要資格、保育の専門性が著しく低下するのではないかとされてるところから見たら、保育の専門家がもろ手を挙げて喜べないし、保護者も安くなるのはうれしいけれども、やってほしいことは違うんじゃないかといふのは、多くの方の意見だといふのもすごく納得いくことなんです。

そういう点で考えたら、次の方は、もう国がやってんねんから仕方がないじゃないかといふんですけども、少なくともこの無償化についてどういう意見を言うかといふことを、私は、首長たちが声上げて言うべきだし、本当に無償化にするといふんだったら、今後引き続ききちっとお金を出せと、少なくとも赤字になるようなことさせるなといふことを言うべきだといふふうに思っています。無償化を町が提案してくるのであれば、それぐらい言うてきてほしいなといふふうに思っています。

それと、財政面でいえば、システム改修に984万5,000円要りますが、国から来るお金は741万6,000円。あとの242万9,000円は全く町がお金を負担します。こんなばかげた話はありません。国がやるといふのであれば、どこに頼もうがこのシステム改修費は全額国が負担しますと、これぐらい言うのが当たり前ではないでしょうか。そのこともしっかりと私はよその首長と一緒に言うていってほしいなといふふうに思っています。

観光事業については、今回、仕事が滞るので臨時職員を雇っていくということについてはやむ

を得ない措置だと思っていますが、私たちがここで述べさせてもらったのは、観光プロモーターとして働いてる方が緑水園の社長として行くという問題です。これは町長は、当初の質問の中でもいいことではないかと言ったんですけども、私は非常に仕事と人を大事にしないあり方ではないかなと思って仕方ありません。住民から見た場合、そうか、観光プロモーターというのは緑水園の社長も兼ねていけるような仕事の量だったのか。これにどう答えていくんですか。そういうようなところに働いてる方を置いて、町はどのように答えようとしているんでしょうか。私は少なくともそういう説明も要ると思うのです。

今までの中で、観光プロモーターというのは町からお金が出ています。緑水園というのは株式会社つくって、緑水園に係る費用は別にお金が出ているわけなんです。そこを曖昧にするようなことにすることで、緑水園の本来の経営はどうか、今後町としてどういう手を打てるかということについても、財政的にも見えにくくなってくるのは当たり前ではないでしょうか。

こういうやり方ではなく、本当に緑水園の社長にしようとするのであれば、住民が理解にいくような緑水園の会計の中でどのように見ていくかという問題と、観光事業をどのように位置づけるかという問題が要るのではないのでしょうか。緑水園に観光事業を拠点にしていくというのはともかく、全体的な観光事業に責任を持っていくという観光プロモーターの方が緑水園の社長に行くということについては、私はこのやり方では住民が納得いかないだろうなということを批判して、今回の補正予算には反対をいたしました。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私はこの議案第44号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、先ほどの保育園の無償化に伴うシステム改修の件ですけど、さっきからる反対があったんですけど、これ決して南部町が無償化をするわけじゃないんですよ。国が消費税を上げるに当たっての国の国策として、まずは今までになかった消費税の増額部分の一部を子ども・子育て世代に持っていき、その施策が出て、町はそれに対応するためのシステム改修の補正です。これをしとかなないと、多分その恩恵を受けるであろう子ども・子育て世代の方々に大変な支障を与えます。あくまでも町としてはこのシステムをしておかなくてはいけない、無償化になったときの対応をするための補正であって、ここで消費税のことをどうのこうの言うのは、何かおかしいなというふうに私は思いました。

それと、観光プロモーターの件です。私は、5月30日に観光協会の通常総会があって、そこ

に参加させていただきました。その中での30年度の実績を見ますと、PR、誘客活動の事業、これは県内外のエージェントに対して誘客活動と情報の発信、そしてエージェントからの情報の収集、意見交換会などに参加をしておられます。また、観光客受け入れの整備としては、農泊・民泊体験整備、行政と連携をして一体となって進めていただいています。また、赤猪岩神社のツアーガイド、講習会をしながら実際に案内の実施を30年は38回対応しておられます。広域観光の連携としては、ことしもこの間終わりましたが、金田への蛍のバスの運行、これは皆生から、そして米子の駅前からと、2つのバスを出していただいております。これには、去年は合計で527人の利用があると報告がありました。そして、町内で行っている各種のイベント、この観光協会が中心となり、また、各実行委員会が行いますイベントに積極的に支援し、参加をしておられる。

特に驚いたのは赤猪岩神社です。ことしは特に干支がいのしし年であるということもあるんですけど、昨年4月から3月までに参拝者が1万4,800人弱来ておられます。前年度と比べると倍以上です。ただ、その倍以上というのは、正月の初詣でに來られたというのが大きな原因のようですけれど、これだけの方に参拝をしていただき、売店の売り上げも前年度対比倍以上の336万円、この赤猪岩神社の前の駐車場の売店でこれだけの売り上げも上げておられる。

先ほど真壁議員が言われたその観光プロモーター、緑水園の社長するほど暇なんか、町民はそう思われるようになるということですけど、そこでカバーをするのが体験型観光の人材、地域おこし協力隊が得られないから、地元でそういった方をお願いし補充をしていく、そして観光協会と緑水園を観光プロモーターには背負っていただく、非常にいい考えだなと思います。

結局、観光プロモーターの仕事は、これまでは、大きな仕事は南部町に人を寄せるという立場でした。ただ、これからは人を寄せて、そしてお金を落としてもらい、そこに今度は力点を置いていただく、そのための私は今回の社長人事だというふうに思っております。東京からでも、名古屋からでも、大阪からでも、広島からでも、観光バスを呼ぶことができる観光プロモーターです。その方を花回廊、赤猪岩神社でとめるではなくて、もう一步奥、緑水園まで足を運んでいただき、特徴のある料理でもてなし、緑水園にお金を落とさせていただき、そういったところまでをぜひ担っていただきたい、そういった面から賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第44号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

日程第 8 議案第 4 5 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 8、議案第 4 5 号、令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 4 5 号、令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 4 5 号、令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

お諮りします。ここでお昼休憩に入りたいと思います。再開は 1 3 時にしますので、よろしくお願いたします。

午前 1 1 時 5 5 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

---

日程第 9 陳情第 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 9、陳情第 2 号、地方財政の充実・強化を求める陳情を議題といたします。

本件につきまして総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、仲田司朗君。

○総務経済常任委員会委員長（仲田 司朗君） 総務経済常任委員長でございます。陳情第 2 号、地方財政の充実・強化を求める陳情について委員会で審議をいたしました。

審議の結果、全員一致にて採択をするものと決しました。

なお、この陳情につきまして意見書を提出しておる次第でございます。以上、報告を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、陳情第 2 号、地方財政の充実・強化を求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり採択することに決しました。

---

日程第 10 陳情第 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 10、陳情第 3 号、ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本件につきまして民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、長東博信君。

○民生教育常任委員会委員長（長東 博信君） 民生教育常任委員長の長東博信です。委員会に付

託を受けました陳情第3号、ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情について審査いたしました。

委員会での意見は、陳情書のタイトルがただいま読み上げました案内の文書タイトルと異なっておりますので、案内文書に合わせるべきとの御意見がありました。また、タイトル変更に伴う陳情書内の文言も一部訂正することとします。このこと以外にはほかの御意見はありませんでした。

陳情書の採択可否につきまして、タイトル変更と文書内の文言の一部を変更することで、全員一致で採択と決しました。以上、報告を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、陳情第3号、ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり採択することに決しました。

---

#### 日程第11 発議案第4号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第11、発議案第4号、議会における地方行政調査についてを議題といたします。

提出者であります地方行政調査特別委員会委員長、仲田司朗君から提案理由の説明を求めます。

地方行政調査特別委員会委員長、仲田司朗君。

○地方行政調査特別委員会委員長（仲田 司朗君） 地方行政調査特別委員会委員長、仲田でございます。発議案第4号、議会における地方行政調査について上程します。

.....  
発議案第4号

議会における地方行政調査について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和元年6月21日 提出

提出者 南部町議会地方行政調査特別委員会委員長 仲田 司 朗  
南部町議会議長 秦 伊知郎 様

別紙につきまして、内容につきましては副委員長のほうから朗読させていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 副委員長、長東博信君。

○地方行政調査特別委員会副委員長（長東 博信君） 副委員長の長東でございます。それでは、別紙のほうを読み上げさせていただきます。

別紙

議会における地方行政調査について

1. 目 的

地域の特性に応じた自治体行政を推進するため、地方自治を切り拓く先導的役割を果たす議会としての役割が益々重要となってきた。南部町における様々な課題に対応するため、常に研鑽を重ね、視野を広め、以って本町の行政のいっそうの推進を図るために先進地を訪問して調査研究し、今後の取り組みに資するものである。

委員会として大震災後、一定期間を経過した被災地自治体の現状や復興の取り組みから、本町が課題とする防災対策推進の今後の方向性を再確認するとともに、地域コミュニティの醸成により、安全・安心のまちづくりに寄与する。

2. 調査事項

- (1) 復興の現状について
- (2) 防災の推進について
- (3) コミュニティ活動の再構築について

3. 調査地

- (1) 福島県浪江町
- (2) 宮城県南三陸町

4. 調査期間

令和元年7月3日から7月5日までの3日間

5. 経 費

予算に認められた範囲内

6. 調査の方法

地方行政調査特別委員会による調査地関係者からの聞き取り及び現地調査による。

.....  
以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

.....  
日程第12 発議案第5号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第12、発議案第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者であります総務経済常任委員会委員長、仲田司朗君からの提案理由の説明を求めます。

総務経済常任委員会委員長、仲田司朗君。

○総務経済常任委員会委員長（仲田 司朗君） 総務経済常任委員会委員長の仲田でございます。

.....  
発議案第5号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和元年6月21日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員会委員長 仲 田 司 朗



南部町議会議長 秦 伊知郎 様

――はぐっていただきまして、別紙であります。

別紙

#### 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

政府の「骨太2018」では「（地方の）一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は6兆2707.2億円（前年比+1.0%）となり過去最高水準となった。

しかし、一般財源総額の増額分も、保育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、更なる地方財政の充実・強化が求められている。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要である。このため、政府に以下の事項の実現を求める。

#### 記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に図ること。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の

差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

4. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
  5. 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保を図ること。
  6. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。
  7. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
- 同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
8. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
  9. 依然として4兆円規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
  10. 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年6月21日

鳥取県西伯郡南部町議会

**【提出先】**

内閣総理大臣・内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・経済産業大臣・内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）・内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

.....

以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

---

### 日程第13 発議案第6号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第13、発議案第6号、ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書を議題といたします。

提出者であります民生教育常任委員会委員長、長東博信君からの提案理由の説明を求めます。

民生教育常任委員長、長東博信君。

○民生教育常任委員会委員長（長東 博信君） 民生教育常任委員長です。

---

#### 発議案第6号

##### ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和元年6月21日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会委員長 長 東 博 信  
南部町議会議長 秦 伊知郎 様

---

なお、別紙につきましては、副委員長の白川議員から朗読いただきます。よろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） 副委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会副委員長（白川 立真君） 別紙、読み上げます。

---

#### 別紙

##### ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書（案）

ハンセン病元患者家族の被害に対し、政府の謝罪・賠償を求める集団訴訟が行われたのは20

16年3月15日のことである。これに対して政府は、「家族に差別は及んでいない」との立場をとっている。

これまでの政府のハンセン病問題の対応を見ると、2001年熊本地裁判決において国の隔離政策の違憲性を受け入れ、これにより謝罪と賠償を行っている。さらに、実態調査と検証を徹底するため、厚生労働省内に「ハンセン病問題検証会議」を立ち上げ、あらゆる分野のハンセン病差別との関わりを調査・研究をし、被害には「家族の被害」をも含めている。その後救済対象は旧植民地下の療養所にも拡大、その結果残された被害対象は家族のみとなった。

このことについては、学者研究やマスコミ等によって明らかにされ、厚生労働省も中学生向け啓発パンフレットで、「療養所や社会復帰者、その家族に対する偏見と差別」について明らかにしている。

検証会議や啓発パンフレットでは、家族の苦悩・被害を明らかにして啓発しながらも、裁判では家族の被害を認めようとしない“ダブルスタンダード”が、国民の間に不信感を招き、救済への本気度が問われている。

これらのことを踏まえ、国会においてハンセン病元患者家族の訴えを受けとめ、救済されるよう強く要求する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年6月21日

鳥取県西伯郡南部町議会

**【提出先】**

内閣総理大臣・厚生労働大臣・衆議院議長・参議院議長

.....  
以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第6号、ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書を採決いたします。

す。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

---

日程第 1 4 発議案第 7 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 4、発議案第 7 号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の返還について、国民的議論が民主主義及び憲法の規定に基づき公正・民主的に行われるよう、関連する情報の公開・提供を求める意見書を議題といたします。

提出者であります加藤学君からの趣旨説明を求めます。

加藤学君。

○議員（1 番 加藤 学君） 1 番、加藤学です。

---

発議案第 7 号

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の返還について、国民的議論が民主主義及び憲法の規定に基づき公正・民主的に行われるよう、関連する情報の公開・提供を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

令和元年 6 月 2 1 日 提出

提出者	南部町議会議員	加 藤	学
同	同	亀 尾	共 三
同	同	真 壁	容 子

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

---

別紙

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の返還について、国民的議論が民主主義及び憲法の規定に基づき公正・民主的に行われるよう、関連する情報の公開・提供を求める意見書（案）

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設の伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。今回沖縄県民が直接民主主義によって示した民意は明確である。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意を合わせ、政府は公正な民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急に行う必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権の尊重、法の下での平等の各理念からして看過することのできない重大な問題である。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

安全保障の議論は日本全体の問題であり、国家の安全保障に関わる重要事項だといえるのであれば、なおのこと、普天間基地の代替施設が必要か否かは、国民全体で議論すべき問題であろう。

そして、その国民的議論が公正で民主的に行われるよう、関連する情報を広く国民に公開・提供することを政府に求めるものである。

このため、政府に以下の事項の実現を求める。

#### 記

1. 辺野古新基地建設工事をただちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か、当事者意識を持って国民的議論が行えるよう、国民に対し、関連する情報の公開・提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年6月21日

鳥取県西伯郡南部町議会

#### 【提出先】

内閣総理大臣・外務大臣・総務大臣・財務大臣・衆議院議長・参議院議長

.....  
以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。提案者である加藤議員ほかお二人に聞いてみたいと思います。

このSACOと言われたのは、沖縄に関する特別行動委員会というので、日米安全保障協議委員会の下に設置されたものなんですけれど、これは平成8年、もう今から十何年以上も前なんですけど、1年後にはある程度の素案といいますか、最終的な報告がなされ、その当時の池田外務大臣、久間防衛庁長官、ペリー国防長官、モンデール米国大使、この中で承認がされて動いたわけなんですけど、この中で国民に対して関連する情報の公開ってあるんですが、この関連する情報というのはどういったことを指しているのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 簡単に言うと全部です。今回、米軍基地が必要であるか必要でないか、もしくは沖縄県において必要であるかないか、もしくは必要でない、ある、それを判断する基準になる資料、こういった意味の資料です。現在、価値的に考えた場合、アメリカ軍の基地があった場合、どこが利益を受け、そしてどこが負担を強いられているのか。これに関する情報、前回一度取り上げました日米地位協定を見直す、日米地位協定の負担軽減に関する意見書のところでも、このあたりのところで最終的には米軍基地があるために地域自治体で負担をこうむっている自治体がある。そのことがあるからこそ、米軍基地の負担を軽減するために見直してほしいという、この部分の話だったと思うんですけれども、今回行われているのも、明らかに問題になっているのは、沖縄県内の中にある米軍基地、これによってどこの自治体、もしくは沖縄県という言い方をしたほうがいいかもしれないんですけれども、沖縄県がとにかくこうむっているところ、そしてそれを分散するためにはどういうふうに検討するべきか、それに関する資料ということです。そうなれば、現在沖縄県に米軍基地があるためにこうむっていることがわかる資料、それを国が出せる範囲で出す、こういう意味です。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。この中に理念という言葉が、特別行動委員会のSACOに対する理念。この理念というのは、日本国政府、米国政府が沖縄県民の負担を軽減し、それによって日米同盟関係を強化する、これが理念であるというふうに思ってるんですけど、その最終報告の中には、基地、土地の返還、それから訓練及び運用方法の調整、騒音軽減のイニシアチブの実施、それから地位協定運用の改善、それぞれ項目に分けてその内容が詳細にわたって示されておりますが、その点については御存じですか。

○議長（秦 伊知郎君） 1 番、加藤学君。

○議員（1 番 加藤 学君） 加藤です。今回、理念というふうを書いてある部分ですけれども、タイトルにあるとおり「辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の返還について、」というところが、これが頭に入っております。ここの部分から理念と言った場合、この場合は今の板井議員の言われたところとちょっと違ってます。ここで言われる理念というのは、平成 25 年、2013 年 1 月 28 日付で、安倍首相宛てに出された沖縄県の建白書、これのことを指しています。この建白書が出されたいきさつは、以前一度話したと思いますけれども、沖縄県内において米軍兵による女性に暴行事件が起こった。これが一番最初の発端です。

それに端を発して、それから出てきたのが、当時、配備問題があっていたオスプレイ、この問題で、オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会、沖縄県議会、沖縄県市町村関係 4 団体、市町村、市町村議会の連名で、「1. オスプレイの配備を直ちに撤回すること。及び今年 7 月までに配備されるとしている 12 機の配備を中止すること。また嘉手納基地への特殊作戦用垂直離着陸輸送機 CV 22 オスプレイの配備計画を直ちに撤回すること。」、「2. 米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること。」、これが先ほども言いましたとおり、平成 25 年 1 月 28 日、安倍首相宛てに出された沖縄県の建白書というものです。今、板井議員の質問されました内容というのはこのことです。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5 番、白川立真君。

○議員（5 番 白川 立真君） この意見書を提出するべきではないという立場で討論させていただきます。

この辺野古にかかわる意見書というのは、これまでも何回か出て不採択になっていたんではないかなと思います。沖縄の米軍基地についてはまた後ほど板井議員から討論があるかと思いますが、私はちょっと大きな視点で討論をしてみたいなと思います。

まず今、世界、いわゆる各国がもしも協調して仲よく何でも相談でき、そういう関係にあるならば、こういう安全保障だとかそういった問題は発生しないわけでありまして、残念なことですけども周りを見渡してみますと、現状、力による支配で変更する、いわゆる自分のものにし



ようとする国がある。みんなの公共の海を埋め立てて自国領だと主張する国があります。

では、その場合どうするか。少し理想論になるかもしれませんが、もし世界市民で維持される正規の国連軍が存在するならば、我々は防衛力を持たなくてもよいと思います。何かあれば、110番すれば警察力を持つ国連軍が助けに来てくれる。しかし、現状はそうではありません。自分の身は自分で守らなければならないという現状にあります。その中で、我が国は憲法上、他の国が持っているような陸・海・空軍という組織を持ってません。それゆえ、アメリカと安全保障条約を結んでおるわけです。

では、安全保障とはそもそも何だ。安全保障といってもいろいろな安全保障があって、国家間で結ぶ国家安全保障というのは大変難しいものなので、若い高校生が見てるかもしれませんが、少しかみ砕いて例を挙げてみます。私の家ですね、白川家をちょっと例に挙げてみます。

この時期、我が家にはムカデなどの害虫が発生いたします、ムカデがね。これらの害虫は布団の中や服の中、たんすの裏などに潜むこともあって、刺されれば大変なことになります。つまり、我が家にとっては大変な脅威となっております。それら害虫を事前に見つけ出す能力を私は持っておりません。

そんな中、いつでしたでしょうか、細田議員のおうちから1匹の雄の猫ちゃんがやってきました。この猫は、小さな音を聞き分ける能力、暗闇でも動くものを捕らえる能力、そして強力な爪と牙を有する攻撃能力を持っております。そのうらやましい限りの能力で侵入害虫を退治してくれております。つまり、この猫ちゃんは当家に防衛力を提供してくれる。そのかわり、猫の生存を担保するため、当家は3食の御飯と寝る住まい、ワクチンなどを提供をしております。私の財布から出費するこの予算を思いやり予算と呼んでおります。さらに、ネズミたちも我が家には怖くて近寄ることはできません。ある意味強力な抑止力を発揮していると言っても過言ではないんじゃないでしょうか。この白地に赤いパーマークの入ったどっかの国旗のようなカラーリングのこの猫ちゃんとの同盟関係は、白川家の生存と独立を守るため、なくてはならない存在となっております。何となく安全保障って、ああ、そうなんだと気づいていただければありがたいなと思います。

さて、戦後ですけども、国家間での大きな戦争は起こっておりませんが、紛争はあちこちで起こっております。理由は、国連憲章の中で自存自衛のための自衛戦闘は認められているからです。南シナ海で発生している中国の問題、竹島、尖閣諸島の問題、これも全て自存自衛を名目としております。今の戦争、戦闘は、全部自存自衛だという、ほぼ自存自衛の戦闘だと言っても過言ではありません。そんな中で、もし両者が激突すれば、どのようなことになるのか。今の日本人に

想像ができるでしょうか。ここで重要なのは、一定の抑止力をきかせ、にらみ合いの状態を維持すること、そしてそれ以上悪化させないということが一番重要なのです。

今、抑止力の話も少し触れましたので、我が国はアメリカのいろんな抑止力に守られている。その中でも核抑止力、いわゆるそういったものにも守られているとよく言われますので、いい機会ですので少し簡単に触れてみたいと思います。今まで国会議員の核抑止力に触れた議員って余り見たことないと思いますけども、どういうことかといいますと、簡単に言いますね。日本に核を使用した国は、アメリカの報復システムによってその国は消滅させられます。つまり、私に核を使用したらあなたも消滅しますよ。この考え方はどちらも消滅してしまいますんで、相互に破壊し合う、相互確証破壊構想といまして、MAD、そういうことになるんだから核は使用しないよねという発想が50年代、60年代からありました。

ところが、この抑止力というやつが悪いほうに作用します。つまり、アメリカが持ったんだからソ連が持つ、ソ連が持ったから中国が持つ。中国が持ったからインドが持つ、インドが持ったから敵対してるパキスタンが持っていくと。つまり、どんどんどんどん広がり始めてる。これは大変なことだといって、核の広がるのをやめよう。核拡散防止条約というのがつくられてる。これはここで一定の歯どめがかかった。しかし、世界には物すごい数の核が残ったわけです。

そこで、ここから国連の日本モデルというのがきいてきます。日本モデルというのはどういうことかという、一定の割合で皆さん核を減らしましょうということなんです。10年後に10%、20年後には20%、そして最終的にはゼロにしよう。ここでみんながオーケーと言ってくれた。近くの朝鮮半島のあの国だけは別ですけどね。そういう今……（「辺野古に戻さいや」と呼ぶ者あり）流れの中で……。今どこまで言いましたかね。（「みんながオーケーしてごしたところ」と呼ぶ者あり）オーケーしてくれました。その中で、私は核を減らすんだけど、もし相手が隠し持っていたらどうするか。ここはみんな疑念が生まれる。もし相手が撃ってきたならば、宇宙からレーザー光線で迎撃しましょうという発想が生まれる。これはレーガン大統領のスターウォーズ計画といいます。ところが、そんなレーザー光線はできなかった。ところが、迎撃してしましましょうという発想だけは残った。どうやって迎撃するかというと、ミサイルを使うMD戦略防衛構想といいますが、こうやって核抑止は今のところきいている。

じゃあ、もう一方の通常戦闘はどうかというと、さっきも言いましたが、これは認められている。今の日米の関係を見ますと、これはちょっと沖縄の話に今度はだんだん帰ってきますけども、今の日米関係はサッカーチームでいうと、日本というゴールを守るゴールキーパーが自衛隊、あとが米軍だと思ってください。

○議長（秦 伊知郎君） 発言の途中ですけど、少し簡潔に意見を述べていただきますようによろしくお願いいたします。

述べてください。

○議員（5番 白川 立真君） じゃあ、簡潔に。いきなり最終章のほうまで行きますけども、もしも米軍出ていけと言われるならば、私の考えは、出ていった後、誰がどう守るかということ担保しなきゃいけないんです。そのためには憲法も改正しなきゃいけないと、こういうことが先であろうと思うので、今回は反対と、ちょっと短かった、ということに反対してます。

○議長（秦 伊知郎君） 賛成、反対の御意見、自由で結構ですが、できれば簡潔にさせていただきますようによろしくお願いいたします。

続いて、原案に賛成者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾でございます。私は、この発議をぜひ採択すべきだということで発言いたします。

先ほど反対者から非常に童話も含めたようなまた話がありました、地球的規模なね。私は結論から言いますと、先ほど反対者のここでいうと、結局平和を守るため、そのためにはどうするのか、国土を守るためにはどうするのかということ、力と力の対決ではこれだめなんですよ。だって勝ったほうもそれだけ被害があるし、負けたほうはそれ以上の被害が出るというような状況なんですよ。

そういう中で、私は先ほど、SACOの問題ですね、このことからあったんですけど、よくひもといてみますと、じゃあ今の日本にある基地全部を含めてなんですけども、特に沖縄、圧倒的な数で沖縄に基地がありますね。じゃあ、沖縄の基地ができた一番のものは何かというと、占領中に勝手に入ってきて、勝手に沖縄県民の土地を潰して基地をつくってそこに居座る。そうして沖縄の県民の方、もう日本の方もそうなんだけど、沖縄の方は特に、本当にこんなにえらい目してるんだと。特に普天間というところの基地は、これは学校もある、保育園もある、常に危険にさらされている、そこに落下物が落ちたりなんかして大変な思いをされてるんですよ。そういう中からぜひやめてほしい、これを沖縄県民の方、声は、いつも調査をやっても選挙もそうだし、また調査をやっても圧倒的多数でやめてほしいということ、閉鎖してほしい、この声なんです。

ところが、アメリカは日本の政府と相談して、じゃあ、普天間基地にかわる場所をつくろうじゃないかということで、今、辺野古にそのかわりなんです。今、いわゆるそこで人質にして、普天間基地を人質にして新たなところ出せというこんないいかげんなことを、通るでしょうか。私

は、最終的にはやはり自国の平和と安全を守るためには外交ですよ、力と力、これをやっては絶対いけない、このことは基本にすべきだと思います。

そこでなんですけども、仮に沖縄に、ここに、沖縄としましょう。ここ、南部町を含む鳥取県のどっかに基地があったとします。そして事件、事故が起こる。また、人的被害も起こってる場合、そういう場合に、じゃあそれでいいでしょうか。同じ県内にどっか、例えて言うと米子にあるのをほんじゃあ鳥取に移したらいいのか、倉吉に移したらいいのか、そんなことを、無茶なことが通るんでしょうか。ぜひこの今の発議、これについてはぜひ皆さんと御一緒に採択をして、国に申し上げようではありませんか。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

原案に反対の意見ですね。（「はい、反対です」と呼ぶ者あり）

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。細田議員からはとめられましたが、白川議員が最初にやれって言ってたんで、やらせていただきます。白川議員の例え話、非常によくわかったなというふうに思うんですけど、話をもとに戻して、この実際のものに対する、意見書に対する反対をしたいと思います。

やはりまず、私が今回反対しなくちゃいけないと思ったのは、この案件に関しては今回3本来ておまして、これ全て郵送でしたので文書配付になる。その中の一つを共産党議員団3人は上げたわけなんですけど、それとほかに米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情というのも実は来ております。この内容を見ると、もちろん宜野湾市の市民の方が中心になってるんですけど、いつもこの話が出たときに討論の中で言っていることは、今の普天間基地は世界で最も危険な基地であると、何回もいろいろな事故が起きております。それを回避し、市民の皆さんの安全をまずは確保することが大切なんだという意味の中から、辺野古、宜野湾市の方には大変な御苦勞をかけますけれど、今の普天間よりは埋め立てた海岸の基地、危険性は相当落ちてくるというふうに思います。そこを推進し、普天間の、宜野湾市の市民の安全を確保してほしいという、そういう陳情も来ております。私は、その思いというのは非常に感銘するところです。やはりその方向に向けてやっていくためには今の辺野古、ここしかないんだという思いを持った次第です。

ちょうど1カ月前にこの辺野古の基地があります市議の方々が青年議会の視察で来られて、対応もさせていただきました。対応は余りよくなかったかもしれませんが、説明は。ただ、帰られるときに、歩きながら見送るまでの道中の中で、非常に皆さんにもお騒がせし御迷惑もかけて

いますというような一言、そういった言葉がありました。

確かに本当に宜野湾市の皆さん、市議も初め、大変苦勞し、悩んでおられると思いますけれど、やはりそういった面からすれば国民の安心・安全、日本の平和、今の憲法ではやはり頼らざるを得ない現状、それを確保するためには、半分申しわけないんですが、犠牲を払っていただき、日本の平和のために御尽力いただきたい、御理解いただきたいという思いから反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回、私たちが意見書を提出しようということになった、先ほど板井議員がおっしゃったように、この議会に全部で4本でしたね、4本の沖縄関連が出てきたんです。2つは同様に、私たちが今、先ほど出したというね、いわゆる普天間基地撤去、辺野古への移転をやめなさいという内容が2本出てきたんですね。2本の1つが新しい提案実行委員会というところなんです。恐らくこれらの方々は、ここ何カ月かの中で全国各地の市町村に同じ内容の陳情、意見書を起こして、新しい提案とは何かというと、日米安保条約のもとで起こっているんだから、沖縄の負担だけじゃなくて日米安保条約を、約束をアメリカに守るといっているのであれば、日本国中全体の問題ではないか。だから日本全体で考えてほしいんだと、国民的議論をしてくれという決議を上げてくれという内容の陳情、意見書が来たわけです。

南部町は御存じのように郵送では陳情は取り上げないことになってますから、議論しないということになっちゃうんですよ。これが出ちゃったら、全国行って議論しなかった町というのは、いわゆる郵送でも取り上げなかった町ということになるもんですから、私たちはこれはちょっとまずいだろうということで、一つは提出をさせてもらったということです。

それで、先ほど白川議員が一生懸命勉強なされて日米安保条約や抑止力のことをわかりやすく説明してくださったというんですけども、それはまた今度私たちが日米安保条約やめようというときに、陳情出したときの論議にしたらいいと思うんですよ。

今言ってるのは、日米安保条約をどうしようとか抑止力どうしようじゃなくて、これらの方々の出してくる、基盤となってるオール沖縄の方々は、自民党の方や経済人も入って、日米安保条約は理解するという立場で言ってるんですよ。その中には私と同じ政党に属してる人もいますが、安保条約は反対だという人も、一致点は今、安保条約のもとで考えて基地はどうかということと言ってるわけなんです。そこを履き違えちゃったらこの沖縄県民が発している悩みと苦悩は何なのかということが私は受けとめにくくなるんじゃないかと思うので、その辺できたら私たちの提案も不十分ですけど、共通理解できたらなと思うんですよ。安保条約どうのこうのとか、抑止

力とか自衛隊要るか要らんかの話してるのと違うんですよ。

先ほどおっしゃったSACO合意の基本理念というのは加藤議員も言いましたけども、要は何に合意したかといったら、1996年でしたっけ、少女が暴行事件受けたときに、あのとき橋本総理大臣でしたよね。何言ったかといったら、よしわかりましたと、普天間基地は返還しましょうと合意したんですよ。その同じ年の月末です、年末に、ただし県内だってやっちゃったんですよ。これが基本理念に反するという事なんです。もう普天間基地は撤去しましょうということは日米合意なんですよ。返還です、それも。物の言い方は返還、これが辺野古と違うこと理解してくださいね。辺野古ができたら、亀尾議員が言ったように今ある日本、沖縄にある基地、米軍の基地は若干公有地もありますが、全て私有地なんですよ。

ところが、辺野古ができちゃったら国有地です。これは恐らくでき上がってしまったら50年、100年って返還運動できにくいじゃないかというのが県民の中にあるわけなんですよ。どこに返還するかというと、県民であり、一私人に返還するという事を国とアメリカが約束したのがSACO合意なんですよ。ところが、県内だということになっちゃったもんだから、そこからSACOの合意が迷い込んだらわけですよ。

それで、どこにするか、ここにするかって、そんな話じゃなかったらというの、大田知事っておりましたよね。社民党でしたっけ。あの大田知事が大きな声で、そんなこと言うのであればどっかの県外へ持って行ってくれと怒ったのがSACO合意を言ってるわけなんですよ。そこをやっちゃったもんだから、辺野古というんですけども、この陳情出すときにある議員の方の中から、普天間の撤去というのはやめたほうがええんじゃないかと言われたんですけども、県民とアメリカと政府が合意したのが普天間の撤去なんです。今、辺野古も要らんと言う方も、話は違うだろうと、辺野古につくるつくらんより、まず普天間を撤去するのが先だろうという提案なんですよ。それで、その言い分が聞いてもらえないというのであれば、自分たちはもうこれ以上基地は要らんと思ってるんですよと沖縄県民の方は。それ以上必要とって言うのであれば、安保条約のもとで認めている中にいる日本国民全体で考えてほしいというのがこの新しい提案なんです。

私たちは、話し合っただけで国会に国民的議論せよという決議持って行くのはちょっと無理があるんじゃないかと思ったわけですよ。それと、ほなどこだったらいいかという論議より、まずは普天間撤去で、問題で沖縄県が言ってるのは、今の政治情勢のもとで本当に普天間のような基地が要るのかということも言ってるわけですよ。デニー知事が言ったのは、日本国全体で話してもらって、あっこれもいけないここもいけないというのであれば、それではアメリカに日本がいけない

と言ってるので、アメリカのどっかに置いてもらえませんかという提案もしたらいいんじゃないかというのがデニー知事の言い分なんですよね。そういうことであるので、この出てきてるのは皆さんで論議していただけないだろうかという提案です。

先ほど言った情報公開というのは、ここに書いてる、沖縄県の方々が県の費用を使って他国地位協定調査というところに行って、ドイツとイタリアに行った報告書があるんですよ。この第1番に出てくるのが、しようと思ったら県の公務員ですよ、知事の力を使ってでもこの内容の情報が出てこなかったというんですよ。どうしてかということ、日米地位協定、日米安保条約のもとでなさっているSACO合意や日米合同委員会は原則として議事内容が非公開で、そのもとになっている資料等が日本国民に明らかにされていないということがわかったんですよ。それで私たちは、それでは本当に基地が要るのかどうかとか、お金がどれぐらいかかっているのかわからないので、情報公開を国民にしっかりと、国民が本当に必要であるかどうかと判断、どこにするのがいいのかという判断ができるような資料を提供してくれという内容にしてるわけです。そういう意味でいえば、安保条約を持ち出さなくても、核抑止力を持ち出さなくても、地方自治の立場や憲法を尊重する立場から見たら、この内容というのは十分理解できることではないかと思うんですよ。

ちなみに、沖縄では、超党派ですよ、超党派どころか経済人も含めてこれを言ってるわけですね。沖縄、日本国民に投げかけられた南部町議会としては、こういう立場で国民が論議できていくように資料を提供しろということと、日米政府が責任持って合意した内容についてやれ、すなわち普天間基地返還ですよ、これを守るべきだと、この内容は一致できるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第7号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の返還について、国民的議論が民主主義及び憲法の規定に基づき公正・民主的に行なわれるよう、関連する情報の公開・提供を求める意見書を採決いたします。

賛成、反対ございましたので、原案で決をとりたいと思います。

原案に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。本案は否決されました。

○議長（秦 伊知郎君） 日程第15、発議案第8号、国民健康保険税（料）の負担軽減を図るため、公費投入を求める意見書を議題といたします。

提出者であります真壁容子君から趣旨説明を求めます。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 発議案の第8号として、国民健康保険税（料）の負担軽減を図るため、公費投入を求める意見書を提出したいと思い、発議いたします。これ読み上げたらいいんですね。

.....  
発議案第8号

国民健康保険税（料）の負担軽減を図るため、公費投入を求める  
意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和元年6月21日 提出

提出者 南部町議会議員 真 壁 容 子  
同 同 亀 尾 共 三  
同 同 加 藤 学

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....  
議長に宛てて出して今回の発議とさせていただきます。別紙は中、意見書（案）です。

この趣旨は、国民健康保険税の負担増というのは、住民が負担する分というのはもう限度を超えているという内容です。中に書いてありますのは「滞納世帯は全国で289万世帯、全加入世帯の15%を超えている。」、これは平成30年12月で、よく使われている言葉です。全国知事会や全国市長会、全国町村会は、今回の国保の問題を構造的な問題ということで、とにかく国からのお金を負担してほしいということを言っているわけです。

2014年の全国知事会では1兆円というお金が出たということなので、1兆円、いろんな提言するんですが、その中の一つに、2014年にいわゆる国保会計を都道府県単位にするのであれば、こういう言い方したんですね。全国市町村が赤字を補填していて、いわゆる法定外繰り入れを全国集めたら3,600億円ですか、それぐらいになるんだと。その分をまずは負担してくれて、それは見ましようということ今、出てますよね。ところが、協会けんぽ並みに国保を引



き下げようと思ったら約1兆円のお金が要るんだということを全国知事会が提案したわけなんです。そこで1兆円という言葉が出ているんですけども、それぐらいのお金が欲しいと、してくれと、そうであれば何とかいわゆるほかのけんぽ並みの国保になると。

この1兆円の、どうして積算した根拠かという、これは応益、応能の、いわゆる応益のほうですか、そうですね、応益のほうでいわゆる均等割と平等割、この2つのことを指しています。これがなくなれば……。そこまでなくせとは言っていないです、知事会は。ただ、1兆円の根拠はどこにあるかといったらそれが根拠なんです。それで、とりわけそうなんだけれども、最近言いつけてきているのは国民健康保険にしかない均等割と平等割という言い方ですね、平等割があるんだけれども、この均等割のほうは一人頭ですね。赤ちゃんがおぎゃあって生まれたらお金がかかると。うちの町でも、医療分でも2万幾らですね。それをなくそうじゃないかということ、今、提案されているということです。私たちは全面的に賛成です。

この国保の構造問題でいえば、南部町でいえば、一般質問で税務課長が亀尾議員の質問に資料として、どれほど大変かという世帯では、いわゆる国の法律に伴って条例で決めてした国保税が、いかに高く払えないので法定減免をしているかという点でいえば、2割、5割、7割減額が6割を超えてきている。これは南部町だけではなくて、ほとんどの市町村がこういう数字を出しているということです。このことをもって全国知事会や市町村の首長さんたちが集まった会は構造的な問題だと言っているわけです。なぜかという、決めたことを全国の国の法律で減免しなければならぬほど高いからだということです。

南部町でいえば、この高くなる一番は、皆さんもよく御存じのように、所得がなくても税金がかかるという問題です。南部町の場合は、国保税、これは平成30年の7月段階で所得階級別、世帯人員別世帯数というのを出示していただきましたが、所得がゼロ円というのが386世帯あるわけなんです。そこにも国保税がかかっている。（「意見書に書いてないがん」と呼ぶ者あり）そういうこれ提案をしております。（「提案じゃなし……」と呼ぶ者あり）そういう……（「別紙」と呼ぶ者あり）ちょっと言いますが、議員必携を見たら、あんまり言いたくありませんが、皆さんがもとにする議員必携では、意見書をするときには、議員が意見書（案）を読み上げてするということは本来考えられていないということです。もう一回読んで勉強しましょう。なぜこの文書を出して、どこにどういうこと書いてあるかということ、これを述べなさいって書いてあるんですよ。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後2時02分休憩

午後 2 時 0 3 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○議員（13番 真壁 容子君） 話し合いについては幾らでもしたほうがいいと思います。そういうことです。

それで、南部町でいえば、ここで言えば、先ほど言ったように六十何%の方々が法定減免を受けていることを考えた場合、どこからお金持ってくるかといえば、国保税を引き上げるか、引き上げるのえらいですよ、一般会計から持ってくるか。これは町長もよく言ってるように、財政的にも難しいと思います。基本的には全国知事会を初め、首長たちは国から、国の財源を引き上げるしかないと言ってるわけです。これは一致できるのではないのでしょうか。

国保税は昔、50%が国の負担だと言われました。途中で医療費全額ではなくて給付額の半分だということになりましたが、今は20%台です。そういうことを考えれば、町財政も大変だし、個人負担も大変です。そういうことを考えれば、国に負担を求めていくことは皆さんで御一緒できるのではないかと思いますので、ぜひとも賛同していただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 10番、細田です。この発議案第8号については、賛成の立場から討論させていただきます。

発議案の第7号が大変……。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後 2 時 0 4 分休憩

午後 2 時 0 5 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

はっきりと反対というぐあいによってください。

○議員（10番 細田 元教君） 今回、前の発議案がすごく長かったので、簡単にいきたいと思  
います。

この国民保険で今、真壁議員が語る言われましたことは毎回言っておられることでして、我が町が保険者のときには国の介入というか、国からの負担をもっとふやしていただきたいということとはもう重々承知です。これは、今度は今、国民保険は県の事業になっております。ぐるっと回れば同じことですが、確かに南部町にも、6割強の方が軽減世帯でございます。その中のこの中で、均等割と平等割で、均等割をなくしていただきたいということだったと思いますが、国は今、4方式をやっております、所得割、資産割、均等割、平等割、それを中に今、3方式、所得割をなくす方向にもありますし、国のほうは最終的に2方式に持っていくような流れになっておるようです。その2方式の中には所得割と均等割が残ってんですよ。もしこれをなくすようなことになれば、この分はどこかに回さないけんやになる。これこそまた大変な負担増になると思います。

それで、子供さんがふえれば均等割でふえるんじゃないかってことを言われました。本当にそうになったら大変だと思うんですが、南部町の場合、ちょっとだけ調べたら7歳未満の子供が大体36名ぐらいおられるそうです。国保世帯です。その中できょうだいが三、四人おられる方だったら、調べればわかると思いますけど、あんまりないんじゃないかなということで、町長の一般質問のときの答弁で、その案件は子育て支援の充実にこのお金を設けたほうがいいんじゃないかって言われたです。私もそのとおりだと思います。そのようにして国の制度をひっくり返してまでこげなことしたらまだまた負担増になるところがありますので、町長の言われるようにそういってこの子育て支援を充実、我が町は子育て、充実してる結構な町ですので、それをさらなる充実ということでこれを生かして、この案件については反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。国民健康保険税については、私も一般質問でさせていただきました。その中で明らかになったのは、やはり所得は下がってるんだけど、逆に負担、払うほう、税のほうは上がってるという非常に不合理な状況があります。

これは、一つは、先ほど発議者の中からあったんですけども、いわゆる国保というのは構造的なやっばり欠陥のことがあって、そこからこういうようなふぐあいというような状況を持っております。国のほうはそのことを重々に承知の上で、やはり法定的な減免制度というのをつくった

んだというぐあいと思うんです。それをまだ、やはり一般質問の中でも申しあげましたけども、払いたい、国保はね。やはり短期保険証とかそういうのは受けたくないから払いたいけども、実情としてはそこまでお金がないんだというのがかなりございます。厳密には怠けで払ってないというんだないかいう声等も、思われる人もあるようなことも、以前も議場のほうであったですけど、そうではなくて、結局払うべきものは払いたいんだけども払えない状況、そういう状況でどうするのか。

そして、今までは保険は市町村がやってたんですけども、今度、県のほうで一本になったんですけども、しかし、じゃあ、県がこの方式で、おまえとこ所得割は何ぼだからどうだということ決めて、あくまでもその自治体で決めて、そして県のほうへ払うというのが、分賦金というんですか、それを払うようになってるんですけども、しかし、その中でやはり大変な状況であったら、もっと自治体のほうでそれに対して支援をしていく、そのために頑張るべきだなかろうかと。

そのためにはどうかというと、ここ掘れワンワンだないけど、地下から湧くもんではありませんので、やはり公費の中から一部を負担していただく、このことをして、やはり病気したときも安心して保険証を有効に使うことができるというようなことにぜひしようではないかということをやっているわけなんです。その中で、やはり公費で負担を求めるこの発議を、ぜひ皆さん御一緒に出そうではありませんか。そのことを申しあげて発言を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第8号、国民健康保険税（料）の負担軽減を図るため、公費投入を求める意見書を採決いたします。

賛成、反対意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。本案は否決されました。

---

#### 日程第16 発議案第9号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第16、発議案第9号、地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者であります亀尾共三君からの趣旨説明を求めます。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾でございます。

.....  
発議案第9号

地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業  
支援策の拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出  
する。

令和元年6月21日 提出

提出者 南部町議会議員 亀 尾 共 三  
同 同 真 壁 容 子  
同 同 加 藤 学

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....  
――別紙を読み上げます。  
.....

別紙

地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業  
支援策の拡充を求める意見書（案）

労働者の4割が非正規雇用化し、4人に1人が年収200万円以下となり、平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしている。世界にも例のない賃金の下落が、消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招くなか、政府が「賃上げによる経済の好循環」をめざすは理論的には正しい。

2018年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給985円、鳥取県では762円、最も低い鹿児島県では761円に過ぎず、フルタイムで働いても年収120～150万円しか得られず、これでは人間らしいまともな暮らしはできない。また地域間格差も大きく、鳥取県と東京では、同じ仕事をして時給で223円も格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いてしまっている。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円をめざす」と述べ、「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の水準の低さを認め、引き

上げを進めると述べた。

しかし、2010年に行われた雇用戦略対話では「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」とした「政労使による三者合意」が成立している。「毎年3%程度」では、雇用戦略対話での合意を先延ばしし、格差と貧困の解消を遅らせるだけである。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域間格差が特異点であり、先進諸国のグローバル・スタンダードに近づけるためには、最低賃金の地域間格差を是正し、全国一律最低賃金制への改正と金額の大幅な引き上げが必要である。最低賃金1,000円以上は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州諸国の先進諸国の最低賃金は、購買力平均換算で時間額1,000円以上、月額約20万円以上は当然であり、そうした高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。それらを保障するために、政府が率先して大規模な中小企業支援策を実施して最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、公正取引ルールを確立し、中小企業への具体的な支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。

以上の主旨より、下記の項目の早期実現を求める。

#### 記

1. 政府は、政治判断で最低賃金をすぐに1,000円以上に引き上げること。
2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。
4. 政府は、大企業による下請・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引をゆるさない施策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年6月21日

鳥取県西伯郡南部町議会

#### 【提出先】

内閣総理大臣・厚生労働大臣・中央最低賃金審議会会長

.....

以上でございます。よろしく御審議をお願いし、ぜひ皆さんの賛同いただくことをお願いする  
ものです。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 7番、仲田司朗でございます。まず、提出者の亀尾議員に御質問  
をさせていただきます。

この意見書（案）の中に「最低賃金をすぐに1,000円以上に引き上げること。」という文  
言が出ておりますが、この趣旨の中にも1,000円ということがありますが、実際、鳥取県な  
んかでは既にハローワーク等で850円から1,000円というのがもう出てきております。た  
だ、最低賃金というのは762円ではございますが、今、そういう状況ではあります。これを  
1,000円にすぐにということになると、こういう中小零細で、私も15人の従業員がおりま  
すけれども、パートで働いておられる方なんかはすぐに1,000円ということになると会社経  
営がなかなか成りにくいというようなところがありますが、その辺につきましてはいかがな御所  
見でしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 後づけになるかもしれませんが、いわゆる項目の記の3つ目とし  
て、これは「中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現するこ  
と。」、これも速やかにやるべきということも含んでおりますので、よろしく御理解をお願いし  
ます。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田議員、よろしいですか。

○議員（7番 仲田 司朗君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 9番、景山でございます。私は、この意見書に反対をいたします。

先ほど仲田議員からも御質問がありましたが、その中身、実際に私たちの、特に鳥取県南部町

の企業経営、特に中小零細の企業経営の実態に即していない数字、1,000円というものが出てきているなというふうに感じます。

私、これ以外の、例えば記の下の2番、3番、4番といったような要求項目については非常に賛成ですし、本文の中でもうなずける部分というのはかなり多くあるのですが、ただ、残念ながら、先ほど亀尾議員から減税だとか支援策といったようなこと出ましたが、まずそれを求めて、それを実行していただいて、成果が出た後に1,000円に引き上げを求めるというふうに、ちょっと順序が逆ではないかなというふうに思います。

実際、この最低賃金というところ、先ほどハローワークに行けばといったような話も出ましたが、鳥取県の有効求人倍率、西部ですが、たしか1.9倍を超えるぐらいになってまして、単純な農作業でもなかなか何百円台では人が来てくれないと、1,000円以上払わんと来ていただけない状況になってるとかという話をいっぱい聞きますので、強制的に1,000円にしなくても、労働力の需給関係や、実際に払える方は払っていらっしゃることなので、ただ、問題は、やっぱりそういう1,000円が払えない企業さんとか、1,000円分の働きがなかなか、体力とかいろんな制約があってできないといったような方をお仕事から遠ざけてしまうといったような結果になるのではないかなというふうな気がします。

この最低賃金の急速な引き上げ、実際、1,000円になると30%以上の引き上げになりますが、これでお隣の韓国は、去年、おととしと、2年でやっぱり30%ちょっとぐらい急激に引き上げられた結果、何が起こったかということ、払える企業、稼げる方々は全然関係ないんですけども、一番所得の少ない低い階層の方のみ所得が大幅ダウンをして、なおかつ就業人口ががっと減っちゃったと。ですから、しわ寄せが来るところは、本当に手だてを講じて助けなければならぬところが、単純に1,000円にぐっと引き上げるだけでは真反対の効果が発生をする危険性もあるということが言えます。

実際に全国ではほぼびりの県民所得の鳥取県で、その中でもさらにびりかなというぐらいの南部町で全国一律でのこういった数字の捉まえ方とかいうことは、まことに現実的ではないなということから反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私はぜひ、この地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書を上げまじょうと呼びかけたいと思います。

先ほど景山議員がおっしゃってた内容というのは非常に私もよくわかるし、過去、最賃の陳情



が出たときの一致しないところというのは必ずこの問題だったわけですよ。そういう意味でいえば、今回の内容が最賃の改善と中小企業支援策の拡充という2本を同一にやってきたのは、私、これまでの成果と、一つは、国会でいえば、野党共闘の成果なんですよ。どないしたら最賃を上げることができるかといったら、どうしてもひっかかってきたのが中小の業者への負担が大き過ぎるのはどうするかという内容なんですよ。

私ももう過去40年前になるけども、大阪で働いて、家に帰ったら、自営業してる母親が、あんたが幾ら給料もらってるかということのを店でしゃべるなって言われたんですよ。そのとき決して自分も高い、そのときは学校の教師、高い給料ではなかったんですけども、その3分の2ない状況で40代の方々が働いてるというのが自営業の実際の姿なんだろうなと、もう社会に出て改めて思ったんです。そういう意味では、田舎ではよく公務員は給料たくさんもらってるじゃないかと言われちゃいますよね。ほかに比べたらまだまだ中小業者というのはそこまで保障されてないという現実があるということ、私は景山議員の話の聞いてよく、確かにそうだろうなと思ったんです。

今回の内容は、私たちが言ってるのは、最低賃金の、先ほどの中小業者はわかるんだけども、なぜこれが今、大きな問題になってるかといえ、最低賃金を決めたんだけども、その最低賃金で生活したら生活保護の基準以下の生活しかできなかつた。それが問題ではないかということが一つの見方であるわけなんですよ。いつか新聞に出てませんでした。鹿児島で計算したら、これ日本海新聞じゃなかったですか。何新聞。鹿児島で実現してみたら、生活してみてもどれだけ要るかで、男性、女性で違ったんですけど、1時間時間給にしたら、時間給1,554円なかつたら生活保護基準の生活ができなかつたという報告が出たというんです。これ労働組合が取り組んだそうです。

例えば近くの山口県でいえば、どれだけ、25歳が単身で住もうと思ったら、278万6,448円という数字が出てくるんだって。これ時間給に直したら、時間給どうして直したかって、月の労働時間を150時間で見ましたよって計算してるんですよ。そしたら、山口県では1,612円なかつたら生活保護基準の暮らしができないという数字が出てきてるんですよ。ところが、現状の山口県は802円、ほぼ今の最賃では、その最賃の倍なかつたら生活保護基準の暮らしができない状態が最低賃金だと言われてるんですよ。よう考えてみたら、七百何ぼで8時間働いて幾らですか。七八、5,600円。6,000円もらって、週5日間働いてって見てたら自明の理ですよ。実際として国が決めて、格差のある最低賃金のというのはそれぐらいの生活しか保障してないんだと。

これがちょっと何か見出しは大きいですけど、「地域からの経済好循環の実現に向け」というのは、結局は、大変だけど大もとを変えて、働いている庶民や国民にお金を回して一定の給料もとってもらって、税金を納めなかったら、今のようにたくさんお金のあるところばかり集めていたら、高額者の減税があるもんですから、たまるところにたまってけど、それ税金としてはね返ってこないもんだから、庶民に消費税ということになるわけですよ。この悪循環断つためには最低の底辺を引き上げるしかないという提案を、私はこの陳情はしてるんだろうなと思ったんですよ。

そういう意味でいえば、先ほど景山議員が言った、ほな、中小業者はどうするんかといったら、今でも賃上げ減税というのあるそうなんです。ところが、この適用を受けてるのは、あんまり知らない、中小業者の4%しか使っていないそうなんです。上げたらその分やりますよということですね。それで、野党等がどう言ってるかといったら、それであれば今度、中小企業が賃上げ支援制度をつくって社会保険料の減免しようじゃないかと言ってるんですよ。そのためには中小の業者に対するいわゆる費用ですね、それを今の1,000倍にふやして、7,000億円あったら今言っている全国最低の1,000円というのは実現できるのではないかと、こういう提案してるんですよ。

私、そういう意味では、今回の内容は、一労働組合の連合体から出てきたんだと思うんですけども、やはり進んできてるなと思いました。中小業者を巻き込んで運動しようということですから、最賃だけで出さないで、中小業者対策を3つにもうまとめて持ってきたということについては進んでるな思ったんです。そういう意味でいえば、それやってみてからということもありますが、私は今の日本の財政規模でこれを実現できないわけではないと思っているんです。

そういう意味でいえば、しっかりと中小業者への支援策を公費を投じてこれを行って、最低賃金が1,000円以上保障できるような国にしていくために、皆さんと一緒に声を上げていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第9号、地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、原案に対して決をとります。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。本案は否決されました。

日程第 17 発議案第 10 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 17、発議案第 10 号、森林環境譲与税配分の見直しを求める意見書を議題といたします。

提出者であります議会運営委員会委員長、景山浩君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、景山浩君。

○議会運営委員会委員長（景山 浩君） 9 番、景山です。

.....

発議案第 10 号

森林環境譲与税配分の見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和元年 6 月 21 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 景 山 浩

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

別紙の意見書につきましては、副委員長のほうから読み上げ、説明をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 副委員長、荊尾芳之君。

○議会運営委員会副委員長（荊尾 芳之君） 2 番、荊尾です。別紙を読み上げます。

.....

別紙

森林環境譲与税配分の見直しを求める意見書（案）

森林環境税は 2024 年度から課税されるが、森林環境譲与税は今年度から前倒しで市町村等に配分されたことは、間伐等実施にあたり早期に現場で対応していく観点から、有効であると考える。

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっている。

また近年の異常気象による豪雨によって、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためには、こうした課題に的確に対応し、森林資源の

適切な管理を推進することが急務である。

ただ、森林環境譲与税の配分のうち、人口割りが30%を占めており、我が南部町のように森林面積率は高いものの、人口の少ない自治体への配分は少ない現状である。

都市部への配分で木材利用の需要拡大は必要だが、まずは森林の多い自治体に財源を保障することで財政力を高め、森林整備が促進され、さらに、人材育成や担い手の確保を優先すべきではないか、と考える。

以上の点から、森林環境税の本来の趣旨に沿って、譲与税の配分や用途を見直す必要があると考え、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年6月21日

鳥取県西伯郡南部町議会

**【提出先】**

内閣総理大臣・農林水産大臣・衆議院議長・参議院議長

.....

以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第10号、森林環境譲与税配分の見直しを求める意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

ここで休憩をとります。

午後2時40分休憩

.....

午後2時41分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

---

日程第 18 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 18、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会、広報委員会及び議会改革調査、複合施設建設調査、地方行政調査、各特別委員会から、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会からの申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

---

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

よって、第 3 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和元年第 3 回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 38 分閉会

---

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 6 月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

6 月 14 日に開会以来、本日までの 8 日間にわたり、一般会計補正予算を初め、条例案等、当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、ここに全てを議了いたしました。極めて妥当な結論を得ましたことに対しまして、議員各位の御努力に深く敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げます。

また、町長を初め、執行部の皆様におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただきましたことに対しまして感謝を申し上げます。

なお、今期定例会を通じて、議員からの町政に対しての一般質問、議案に対しての質疑、意見、要望等について、町政執行に際しまして十分に施策に反映されますよう要望いたします。

さて、これからの本格的な夏を迎えるに当たり、皆様方におかれましては健康に御留意され、ますます御活躍されますことを祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。どうも御苦労さ  
んでした。

---

#### 町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例議会は6月14日から本日までの8日間にわたって開催され、令和元年度補正予算、専決処分、条例など12議案について御審議いただきましたが、本日、全議案とも御賛同賜り、御承認をいただき、まことにありがとうございました。

17、18両日には、8名の議員の皆様から13項目にわたる町政に関する一般質問を頂戴いたしました。3月議会に引き続き、防災に関する事項や、農地や山林の荒廃防止、地域経済の振興と町の活力対策などの御質問が多かったように思います。議論のかみ合わなかった部分、不足した分もあったかと思いますが、私の勉強不足の面もあると思いますので、今後とも御指導いただきますようお願いいたします。

早いもので本年も半分、6カ月が終わろうとしています。7月は梅雨前線による集中豪雨の月でもございます。6月30日には町内各所で水防災に備える防災訓練を予定しております。町民の皆様にはいま一度防災マップを確認いただき、お住まいの地域が土砂災害の危険があるのか、河川の氾濫等で浸水が予想される地域なのかを御確認いただき、どうぞ御家族で緊急持ち出し品の点検や非常時の連絡の方法などを確認いただきたいと思います。

暑い夏が目前でございます。どうか議員の皆様には御自愛の上、お過ごしになりますようお願い申し上げます。閉会に当たってのお礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。

---